

益田商工会議所
中小企業大学校広島校研修受講助成支援事業
助成金交付要綱

(目的)

第1条 この助成金は、市内中小企業の経営者等の資質向上の一助として中小企業大学校広島校において開催される研修会への参加者に対する支援をするとともに、企業の振興と地域の活性化に寄与することを目的とする。

(対象者)

第2条 益田商工会議所会員である中小企業の経営者、後継者及びこれに準ずる者。

(助成額)

第3条 助成額は、予算の範囲内において、つぎのとおりとする。

1. 受講料の1/2以内、但し1人当たり1万円を限度とする。
2. 助成の対象は1事業所について年間2名以内とする。

(交付申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする者は、助成金交付申請書(様式第1号)と別表に定める必要書類を添えて、会頭に提出しなければならない。

(交付決定)

第5条 前条の規定により申請があったときは、速やかに諾否を決定するとともに助成金交付決定通知書(様式第2号)を送付するものとする。

(事業実績報告)

第6条 助成金の交付決定を受けた者は、当該研修受講後、速やかに事業実績報告(様式第3号)と別表に定める必要書類を添えて、提出するものとする。

(交付)

第7条 事業実績報告を受けたときは、速やかに助成金を交付するものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるものの他必要な事項は、会頭が別に定める。

付則

1. この要綱は平成13年4月1日から施行する
2. 平成25年4月1日より改正(第3条1)施行する。